

いのちのとりで裁判
司法軽視の再減額方針の撤回を求める緊急院内集会
基調報告

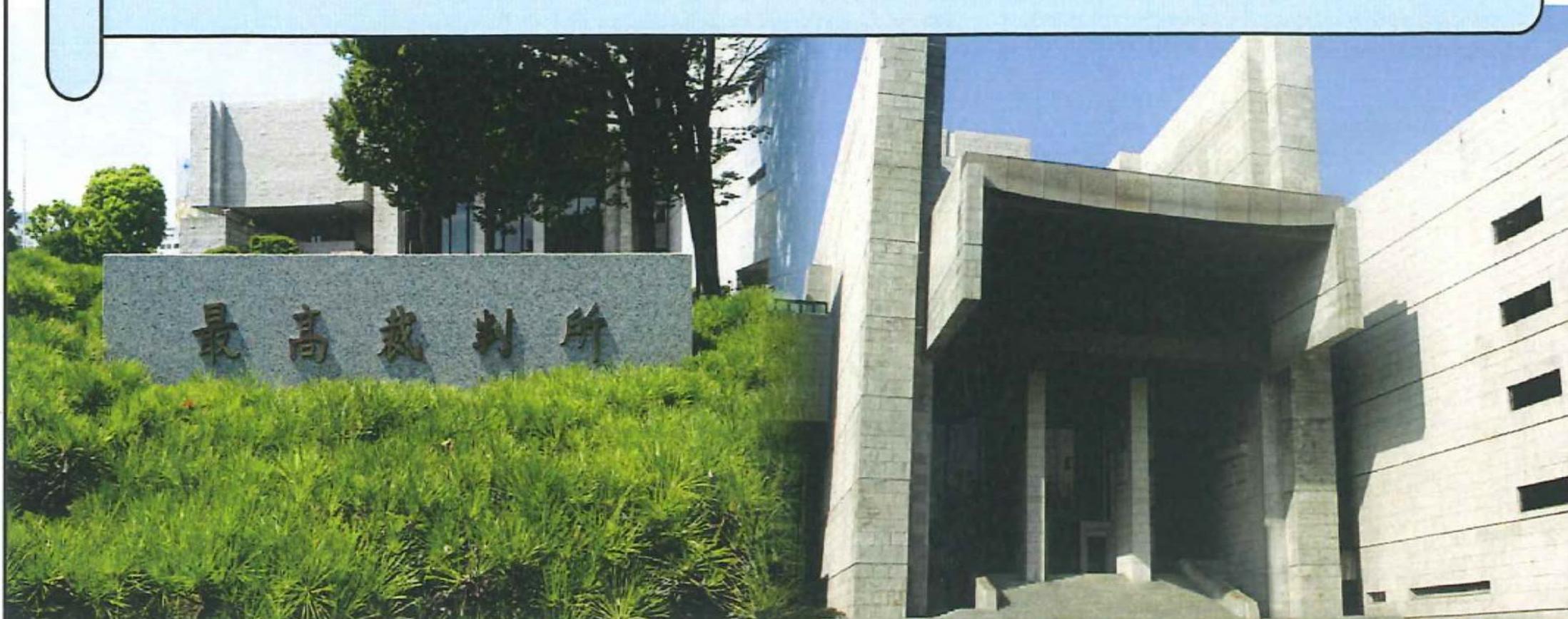
2025年12月9日

最高裁判決の歴史的意義と対応策
の問題点、これからの運動

弁護士 尾藤廣喜
(いのちのとりで裁判全国アクション共同代表)

最高裁判決言渡り期日

6月27日(金)午後3時



歴史的最高裁判決のハタ出し

(C)生活ニュースコモンズ



判決後最高裁の前で



朝日訴訟～初めて闘われた生活保護裁判～

1957年8月 岡山国立療養所入所中 重症の結核患者朝日茂さん（当時44歳）が提訴 生活扶助の日用品費が月額600円 福祉事務所が実兄に月1500円の仕送りを求め、日用品費の支給を打ち切り→900円の医療費自己負担を求めたことへの憤り 「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害しているとして処分の取り消しを求めて東京地裁に提訴 「人間裁判」と言われた

保護基準→「健康で文化的な」生活を保障するのに足りる水準になつていなければ、憲法25条、法1条に違反する

絶対的貧困が問われた裁判



貧しかった結核療養者の生活

生活保護法の
不備を衝きつつ
いつしかに
吾われたかぶりて
抗議となれり



味噌汁もつかない患者給食

泥鮓を
油に燂む
夏夕べ
癒えたき心
切なかりけり

一番判決（1960年10月19日東京地裁） の内容

画期的勝訴判決

憲法の規定が生活保護法の規定に具体化→最低限度の生活を保障する「保護を求める具体的な権利」があることを認める

国民に「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」と言い得るものと可能ならしめるような程度のものでなければならない

最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきもの



慰問する朝日訴訟現地調査団

いたわりの
言葉になれて
たたかいの
きびしさ忘るを
ひそかに恐る

控訴審判決（1963年11月4日 東京高裁）の内容

朝日さん逆転敗訴判決

生活保護法により、「生活保護受給権」があることを認める
保護基準の決定が全くの自由裁量行為でないことは認める
国民の生活水準、文化水準の程度も当然対照とされなければ
ならず、**国民感情も無視できない**→「生活水準をさらに引き上
げる」とすれば影響が大きすぎる
違法として法律上の効力を否定しなければならないとは断定
できない→**違法ではない**



訴訟支援を広げた全国大行進

訴える

手紙書くさえ

息苦し

一夏のよわり

ようやくに知る

上告審判決（1967年5月24日 最高裁大法廷）の内容（1）

訴訟終了判決

朝日さんは、1964年2月14日に死亡
その前に、小林健二・君子夫妻が養子になつ
ており、訴訟承継
判決は、朝日茂さん死亡により、訴訟は終了
したとの内容

上告審判決（1967年5月24日 最高裁大法廷）の内容（2）

念のためとして

憲法25条は具体的権利を付与したものではない

→生活保護法により、**具体的権利**が認められる

憲法および生活保護法の趣旨に反し、法律によって与えられた裁量権の限界を超えた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となる→本件では、与えられた裁量権の限界を超えた場合または裁量権を濫用した場合とはとうてい断定することができないとした

朝日訴訟の意義とその課題

- 1 朝日さんの提訴によって、憲法25条に基づく保護請求権が、「画にかいた餅」ではないことが明らかになった
- 2 多くの市民に「生存権」とは何かを考えさせた
- 3 生活保護基準が大幅に引き上げられ（一番判決の翌年、生活扶助基準は18%、裁判で問題となった日用品費は47%増額）、最低賃金、失業対策の賃金、公務員給与についても大幅に引き上げられた。
- 4 生活保護基準について、**裁量統制をどうするか**（どういう場合に基準変更が違法になるか）→その後の裁判の課題
- 5 当事者主体の運動の重要性を示した
- 6 同じような仲間、労働者との幅広い連帯ができた
- 7 **広く社会保障全体の課題と結びついて運動**ができた
- 8 運動の継続性が確立した

生存権裁判とは

2008年秋 リーマンショックを経て、2011年には生活保護利用者数が制度発足後最多となる→この間、政府は、財政対策の見地から生活保護制度の申請抑制、運用の厳格化、基準の引き下げを企図

2004年から2006年 「老齢加算」の削減、廃止

2005年から2007年 「母子加算」の削減、廃止

生存権裁判は、この2つの加算の削減、廃止を争う裁判

2005年4月 京都地裁に提訴し、全国11地裁で約120名の原告が提訴して争った→生活保護基準が争われた二番目の裁判

相対的貧困が争われた裁判

生存権裁判の経過

- 1 母子加算の削減、廃止を争った事件
民主党政権の発足の後に、2009年12月に母子加算復活訴訟は和解で終了
- 2 老齢加算の削減、廃止を争った事件
老齢加算については、復活しなかった
9件の老齢加算の削減、廃止を争った事件は全て最高裁判所まで争われたが、全て敗訴
なお、福岡で提訴された事件は、2010年6月14日、福岡高裁で、手続き瑕疵があるとして原告側勝訴（但し、その後、最高裁で2012年4月2日に差し戻し判決の後、敗訴）

生存権裁判の意義

1 大量提訴の力

多数当事者が原告となり、その原告がそれぞれ訴訟の主人公となるという大量提訴の力が発揮できた

2 初めての高裁勝訴判決

生活保護基準のあり方を問う制度の基本に関わる裁判で初めて高等裁判所での原告勝訴判決が得られた

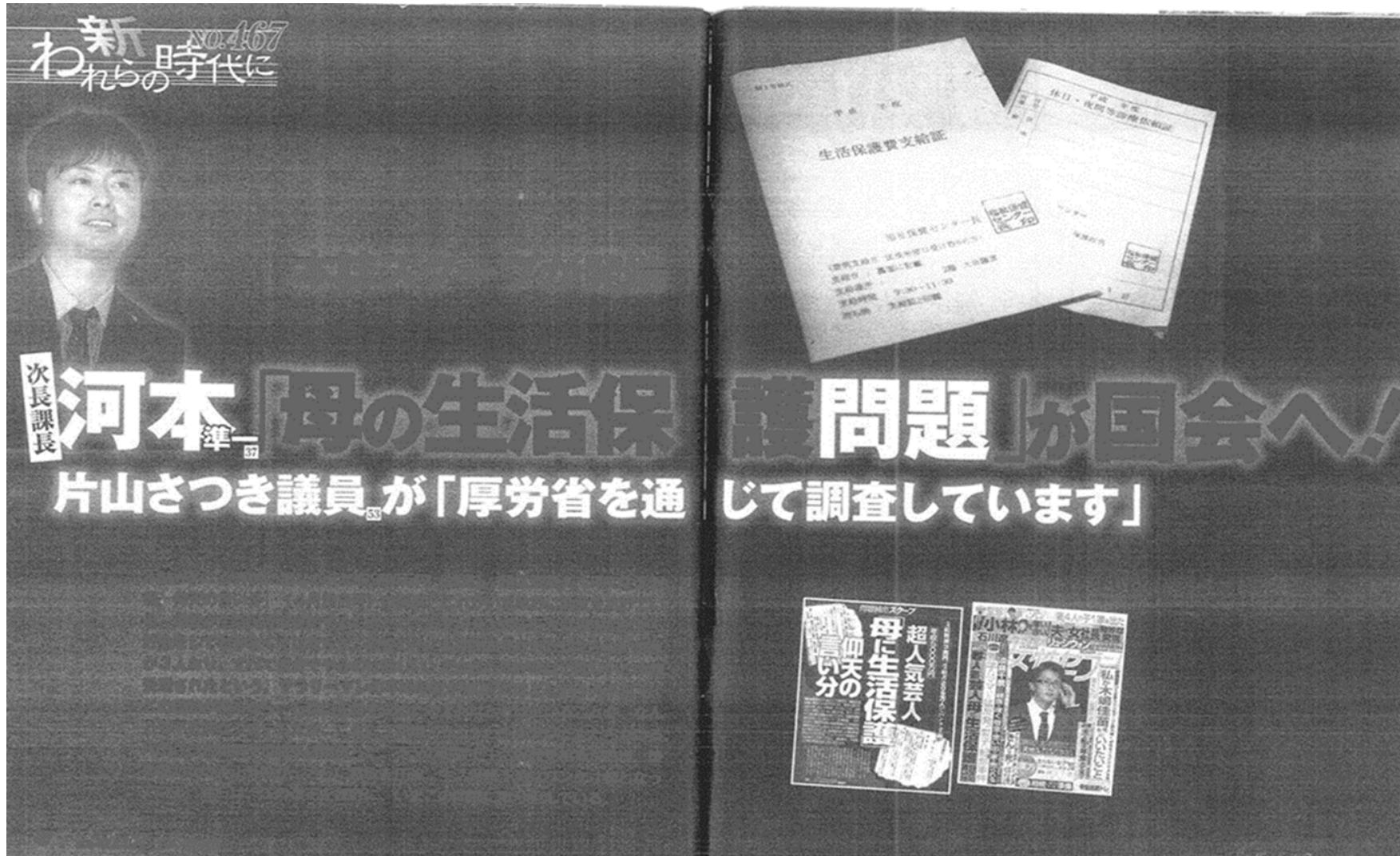
3 母子加算の復活

母子加算の復活は、民主党政権の誕生という政治状況の変化に基づくものであるが、生存権裁判が争われていなければ、政策として、母子加算の復活が取り上げられることはなかった

4 基準変更が違法とされる判断枠組み（最高裁2012年4月2日判決）

「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等」を審査し、これが認められない場合に違法となる

「いのちのとりで裁判」の対象となつた生活保護基準引き下げは“生活保護バッシング”から始まつた



2012年12月 自民党の選挙公約

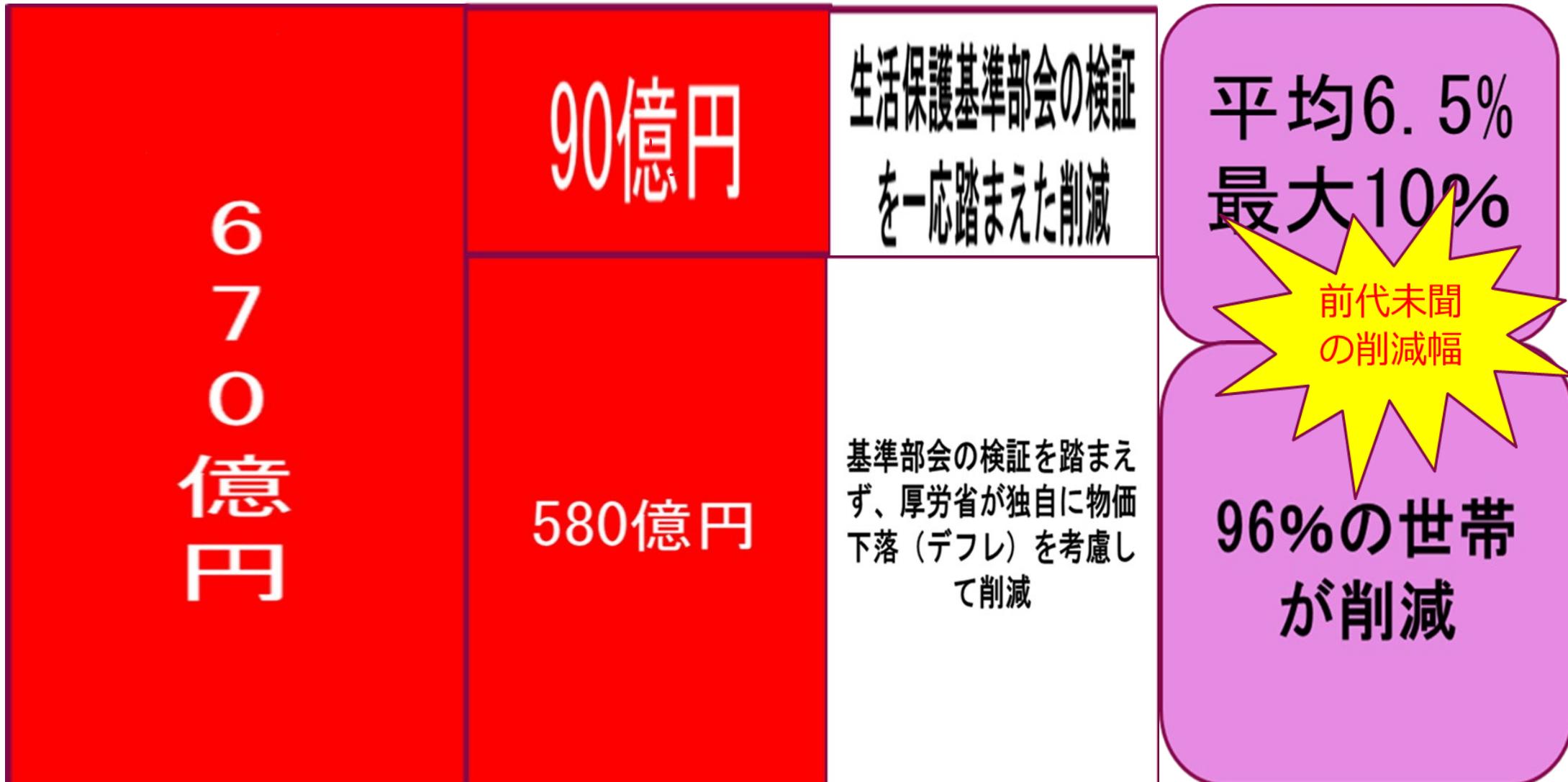


163 生活保護制度について

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、納税者の理解の得られる公正な制度に改善し、国民の信頼と安心感を取り戻します。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、不正受給への厳格な対処とともに、生活保護水準や医療費扶助の適正化、自治体における現金給付と現物給付の選択的実施、自立や就労の促進など必要な見直しを早急に実施します。生活保護水準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを踏まえ、生活保護の給付水準を10%引き下げます。ジェネリック薬の使用義

生活扶助基準の引下げ



引き下げの内容

- 1 過去最大の下げ幅（平均6.5%・最大10%）
これまでの下げ幅 2003年 (0.9%)
2004年 (0.2%)
- 2 96%の世帯で削減がなされる
- 3 多人数世帯（子育て世帯）や一人親世帯の削減幅が大

引下げの問題点

- 1 第1・十分位と比較したこと→引き下げのスパイラル
- 2 ゆがみ調整 第1・十分位の所得階層の消費実態と基準額のズレを調整した基準部会の結論を、密かに、事務当局（村木厚子社会・援護局長（当時）ら）と自民党の一部議員（世耕弘成生活保護プロジェクトチーム座長（当時））とで打合わせしたうえ、引上げも引き下げも2分の1に処理している
- 3 基準部会に諮らず、デフレ調整→物価偽装という手法
 - ①生活扶助相当CPIの欺瞞→パソコン・テレビの下落のウエイトを意図的に高くした
 - ②原油価格や穀物の高騰により、物価が異常に高騰した2008年を基準に下落を計算
 - ③2008年から2010年はパーシェ方式、2010年から2011年はラスパイレス方式という2つの方式を併用する異常な方法を採用

前例ない大幅引き下げ含め2004年から相次ぐ減額に耐えがたい追い打ち

生活扶助費の推移 (1級地1、各種加算あり)	2004年	2012年	2015年	2020年 今回の引き下げ終了後	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、小中学生)		220,050円	205,270円	196,010円	24,040円	-10.9%
母子世帯 (40代母、小中学生)		212,720円	199,840円	190,490円	22,230円	-10.5%
高齢単身世帯 (75歳)	93,850円	75,770円	74,630円	70,900円	22,950円	-24.5%

2004年
老齡加算廃止
(年300億)

2013年
生活扶助
平均 6.5%
最大 10%
大幅引き下げる
(年670億)

2013年
期末一時扶助
引き下げ
(年70億)

2015年
住宅扶助
引き下げ
(年190億)

2015年
冬季加算
引き下げ
(年30億)

「前代未聞の引き下げに対しては 前代未聞の反撃を！」

1万人審査請求運動の提起（2013.7～）

全47都道府県で1万645件の審査請求

生活保護制度史上最大の件数

（それまでの最大の件数は生存権裁判の1068件）

最終的には3万件の審査請求

いのちのとりで裁判

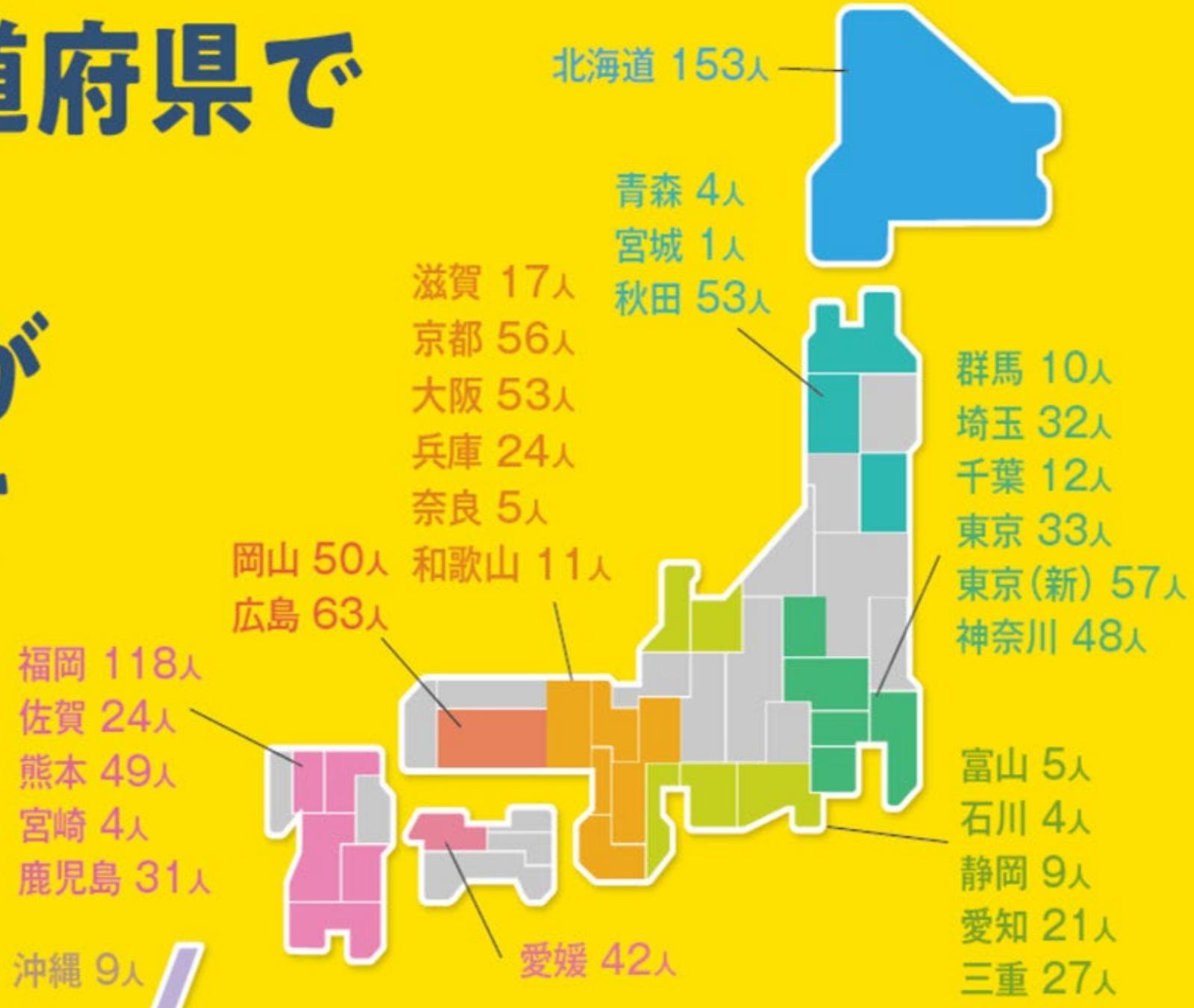
全国29都道府県で1025人の原告が提訴

社会的排除という新しい貧困観を問題に
した裁判

全国29都道府県で 1,000人を 超える原告が 立ち上がって います!

提訴した原告合計**1,025人**

※亡くなった方等もおられるので原告数は
最大時



裁判の主張のポイント

老齢加算の削減・廃止が争われた生存権裁判の最高裁判所判決（2012（平成24）年4月2日）の内容

「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」がなければ、基準の変更は違法となる

その判断枠組みに従った主張

最初の判決となつた名古屋地裁判決 (2020年年6月25日) は

原告の請求を全て棄却

自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもので、厚生労働大臣がこれらの事情を考慮できることは明らか

大阪地裁判決（2021年2月22日） 画期的な勝訴判決



大阪地裁判決の内容

「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」がなければ、基準の変更は違法となるとの判断枠組みを採用

総生活扶助相当務省の計算方法（総合物価指数）で、**2.35%**の物価下落

生活扶助相当物価指数 **4.75%**の物価下落

生活保護世帯があまり買えないパソコン・テレビの下落が反映している

石油や穀物の価格が異常に高騰した**2008年**を基準とすることが問題

「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠き違法（←生存権裁判の判断枠組みに基づく）

その後の判決は7連敗

2021年3月29日	札幌地裁判決 棄却
2021年5月12日	福岡地裁判決 棄却 (NHK受診料)
2021年9月14日	京都地裁判決 棄却 (NHK受診料コピペ)
2021年11月25日	金沢地裁判決 棄却 (NHK受診料コピペ)
2021年12月16日	神戸地裁判決 棄却
2022年3月7日	秋田地裁判決 棄却
2022年5月13日	佐賀地裁判決 棄却

熊本地裁判決から流れが変わった

2022年5月25日	熊本地裁判決	勝訴
2022年6月24日	東京地裁判決	勝訴
2022年7月27日	仙台地裁判決	棄却
2022年10月19日	横浜地裁判決	勝訴
2023年2月10日	宮崎地裁判決	勝訴
2023年3月24日	青森地裁判決	勝訴
2023年3月24日	和歌山地裁判決	勝訴
2023年3月29日	さいたま地裁判決	勝訴
2023年4月11日	奈良地裁判決	勝訴
2023年4月13日	大津地裁判決	棄却

地裁判決が勝訴の流れになった理由

1 「コピペ判決」の発見

敗訴の続いた「判決」を写経のように写し、分析した小久保哲郎弁護士の努力

2 国を相手に勝利することを知り尽くした熊本弁護団

水俣病訴訟、川辺川訴訟で勝利し続けた経験

3 東京地裁での勝訴

政府の所在地、最高裁のお膝元での勝訴の意義

大阪高裁判決（2023年4月14日） 逆転敗訴



2023年5月26日	千葉地裁判決	勝訴
2023年5月30日	静岡地裁判決	勝訴
2023年10月2日	広島地裁判決	勝訴

名古屋高裁判決完全勝訴



2023年12月14日	那覇地裁判決 契却
2024年1月15日	鹿児島地裁判決 勝訴
2024年1月24日	富山地裁判決 勝訴
2024年2月22日	津地裁判決 勝訴
2024年3月14日	仙台高裁秋田支部判決 控訴棄却（敗訴）
2024年4月26日	大阪高裁（神戸地裁分）判決 控訴棄却（敗訴）
2024年5月30日	東京地裁（第51部）判決 勝訴
2024年6月13日	東京地裁判決 勝訴
2024年10月28日	岡山地裁判決 勝訴
2025年1月29日	福岡高裁判決 勝訴
2025年2月28日	松山地裁判決 勝訴
2025年3月13日	大阪高裁（京都地裁分）判決 逆転勝訴

2025年3月13日

福岡高裁（佐賀地裁分）判決
控訴棄却（敗訴）

2025年3月18日

札幌高裁判決 逆転勝訴

2025年3月27日

東京高裁（はっさく訴訟分）判決 勝訴

2025年3月28日

東京高裁（さいたま地裁分）判決 勝訴

2025年4月18日

広島高裁判決 勝訴

2025年5月21日

福岡高裁（熊本地裁分）判決 逆転敗訴

2025年5月27日

大阪分と名古屋分の最高裁弁論

2025年6月11日

前橋地裁判決 勝訴

2025年6月27日の最高裁判決までに43の判決が出され、地裁で20勝
11敗、高裁で7勝5敗だった

特筆すべきは、東京高裁管轄の全裁判所で勝訴

魚鱗の陣の完成

最高裁判所第三小法廷の画期的な勝訴判決

最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、大阪と愛知の保護利用者が、大阪市や名古屋市ほか自治体を被告として提訴した事件（いのちのとりで裁判）につき、生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す原告勝訴判決を言い渡した

生活保護基準の改定を違法とした最高裁判決は史上初であり、歴史に残る画期的な判断

最高裁判決多数意見の内容

(判断枠組み)

- ・生活扶助基準を改定するに当たり、厚生労働大臣は「専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権」を有しており、その判断に「裁量権の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となる」
- ・「裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき」
→老齢加算廃止訴訟の2つの最高裁判決を引用し、同判決が示した「判断過程審査」による判断枠組みを採用した

(デフレ調整<物価の下落による引き下げ>)

「物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、**その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない**」ことから、本件改定が生活保護法 3条、8条2項に違反し違法である

(ゆがみ調整の2分の1処理)

「2分の1処理を含むゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断に、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるということはできない」とし、**違法性を認めず**

(国家賠償請求)

「厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があつたとまでは認められず」として**請求棄却**

宇賀克也裁判長の補足意見及び反対意見

(判断枠組み)

- ・多数意見と同じ立場に立ちながら、社会権規約2条1項等について、「国は、引下げがやむを得ないことについての説得力ある説明を行う必要があるという解釈を基礎付けるもの」と指摘
- ・「ゆがみ調整の2分の1処理及びデフレ調整について、厚生労働省内部において、（略）統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性等について主張立証する必要が生ずる」と指摘
→「判断過程審査においては、この点について十分な審査が行われる必要がある」

(デフレ調整<物価の下落による引き下げ>)

- ①「生活扶助相当CPI」の算定方法に問題がある②特異な物価上昇があった2008年（平成20年）を物価変動率の起算点としたことなどについて違法であるとした

(ゆがみ調整の2分の1処理)

- ① 2分の1処理の必要性と根拠について、基準部会にも国民にも秘匿する必要があったのかについて説得力ある説明がなされていない
- ② ゆがみ調整の結果、生活扶助を増額される者にとっては、2分の1処理は不利益な措置である、③ 激変緩和措置であれば減額世帯のみを対象とすればよい→2分の1処理が行われた判断過程に過誤があり違法とした

(国家賠償請求)

- ・ 「激変緩和措置として減額幅の上限を10%に設定した」ことも裁量権の逸脱・濫用と判断される可能性は否めない
- ・ 「被保護世帯の消費実態が生活扶助相当CPIと異なることは、統計等の客観的数値に真摯に向き合い、専門的知見に基づいて冷静に分析すれば探知できたはずである

- ・「平成20年を物価下落率算定の起算点とすれば、同年の特異な物価上昇が織り込まれて物価の下落率が大きくなることは、本件改定が始まった平成25年には明らかであった」などと指摘
 - ・「本件改定は、**違法であり少なくとも過失も認められる**とした
 - ・そして、生活保護法8条2項が、「『最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの』となるように保護基準を定めることを厚生労働大臣に義務付けて」いることを指摘し、「上告人ら（生活保護利用者）が『最低限度の生活の需要を満たす』ことができない状態を**9年以上にわたり強いられてきた**とすれば、財産的損害が賠償されれば足りるから精神的損害は慰謝する必要はない」といえ」ない→国家賠償請求を認容すべきであるとした

最高裁判決後の判決

2025年9月17日 名古屋高裁金沢支部（金沢地裁分）

逆転勝訴

（富山地裁分）

勝訴

2025年9月26日 名古屋高裁（三重地裁分）判決 勝訴

※上記3件は、国、自治体が上告を断念、確定

2025年12月3日 仙台高裁（青森地裁分）判決 勝訴

最高裁でなぜ勝訴できたのか

- 1 原告の訴えを全面に出したこと
- 2 集団訴訟の力
- 3 国、厚生労働大臣が行った違法・不当な行為の実態と論理の破綻状況を徹底的に暴いたこと
- 4 研究者、専門家の協力が得られたこと
- 5 敗訴した朝日訴訟、老齢加算削減廃止訴訟（生存権訴訟）の成果を生かしたこと
- 6 「天」「地」「人」の要素を常に意識して追求したこと

最高裁判決後のたたかい

最高裁判決の後、厚生労働大臣宛の要請書を提出

第一 被害の回復

- 一 すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪
- 二 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給
- 三 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復

第二 再発防止

- 一 検証員会の設置による2013年改定に至る事実経過と原因の調査・解明
- 二 生活保護基準改定方法の適正化
 - ア 生活保護法8条2項所定の事項の遵守
 - イ 基準部会の検証を経ることをルール化
 - ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れる
 - エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を再任しない
 - オ 新たな検証手法による生活扶助基準の大幅引上げ
 - カ 夏季加算の創設など生活実態に合った保護費の支給
- 三 権利性の明確な「生活保障法」の制定

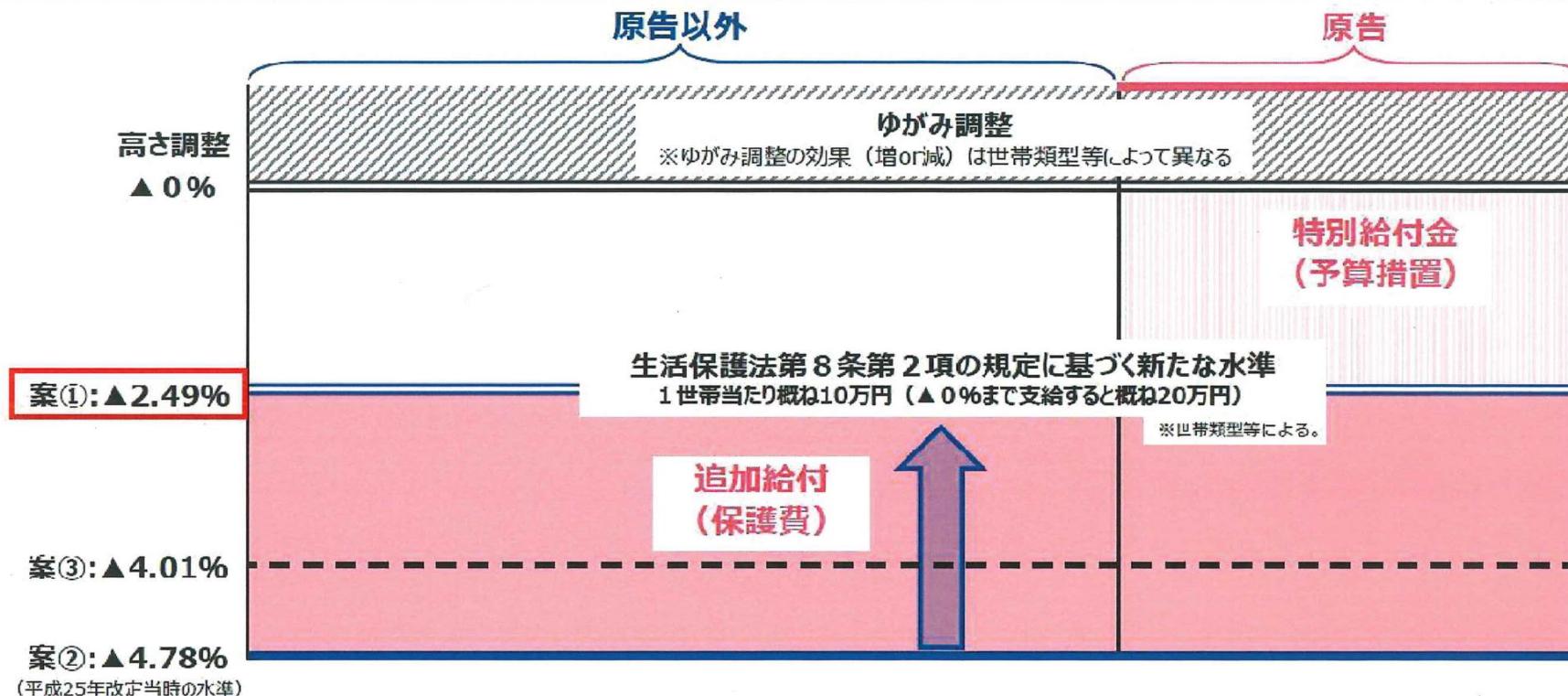
厚生労働省の回答

- 1 謝罪については、応じないとの姿勢を示しながらも、明確な回答をしない→国会で高市首相、上野厚生労働大臣の「お詫び」表明
- 2 被害の回復については、「専門家による審議の場を設けるべく検討をすすめていく」とし、2025年7月1日に、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、2025年11月21日、意見併記の報告を出させ、都合の良いところをつまみ食いする対応策を示す→最高裁判決の判断の矮小化
- 3 その他の課題については、回答もない

厚生労働省対応策の内容

専門委員会の報告書などを踏まえた追加給付等の方向性

- 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、これに相当する特別給付金を支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 保護費の追加給付に要する費用：概ね2,000億円前後（精査中）



厚生労働省対応策の問題点

- 1 「まずは、謝罪を」が実行されていない
- 2 最高裁判決で敗訴した厚生労働省が、当事者の意見を無視した内容の対応策を一方的に決めたこと
- 3 最高裁の取消し判決にもかかわらず、論点を再度蒸し返し、「消費者物価指数以外の指標」を使えば問題ないとして再度の基準引き下げを強行しようとしていること→法律家委員の一致した意見の無視
- 4 原告と原告以外の当事者の間で、差別する内容の対応策になっていること
- 5 「消費者物価指数以外の指標」 = 「消費者実態」を反映した数字の根拠 자체が不明
- 6 再発防止策が全く示されていない

何が求められているか

- 1 朝日訴訟依頼の「生存権の確立」を求める裁判の積み重ねにより、最高裁勝訴判決を得たという歴史的成果に確信を持つ
- 2 原告、支援者、弁護団の連帯の絆の強さ、そして、「生存権の確立」の声を全国に広めた闘いを高く評価しよう
- 3 「生活保護バッシング」をあおり、一部の政党の政策に忖度した、引下げにより、生活保護制度利用者の「生存権」を侵害した国に「謝罪」を求めよう
- 4 最高裁判決を矮小化を許さず、再度の引き下げ、原告と他の制度利用者の分断を企図し、「無差別平等の原則」に反する厚生労働省の「対応策」を撤回させよう
- 5 今回の悲惨な事態を招いたことに学び、再発防止策の確立と「生活保障法」の制定を求めよう

生存権裁判の京都訴訟最高裁敗訴判決の日、全国で第一番目の提訴原告となつた松島松太郎さん（当時84歳）は、最高裁の南門前で、「私はこんな判決には負けない。新しい裁判（いのちのとりで裁判）が始まります。私は生きている限り闘います」と言われた

「権利はたたかうものの手にある」との朝日茂さん、健二さんのことばを今一度思い起こそう